
平成25年度第4回（第10期第7回）小平市廃棄物減量等推進審議会
会 議 次 第

平成25年10月7日（月） 午後2時00分～ 健康センター4階 第2・3会議室

- 1 開会
- 2 事務局報告
- 3 議事
（1）一般廃棄物処理基本計画素案について
- 4 次回、次々回の開催日程・その他
- 5 閉会

配付資料

- 資料1 小平市一般廃棄物処理基本計画 素案
- 資料2 骨子案にいただいたご意見
- 資料3 人口と事業所の動向
- 資料4 国や都の動向（関連計画等の概要）
- 資料5 廃棄物処理事業に関する温室効果ガス排出量の推計
- 資料6 ごみ量将来推計（有料化実施、未実施比較）
- 資料7 素案にいただいたご意見

会長
環境部長

それでは会議を始めます。まず事務局報告からお願いいたします。

今回の審議会では、前回の審議会において承認いただいた小平市一般廃棄物処理基本計画の骨子案に肉付けを行ったものを素案としてお示ししましたので、市の廃棄物処理の現状を把握していただき、課題やそれを解決するための取り組みと目標数値について活発な議論をお願いいたします。今後の9年間の小平市の廃棄物行政の方向性を決めるのにふさわしい内容になっているかどうかご審議をよろしく願います。

また、今回の審議会においてご承認を戴いた後、市議会に報告し、パブリックコメントや地域懇談会で広く市民の方々のご意見を伺っていくことになります。

事務局

前回の8月6日（火）開催以降について、大きく5点のご報告をさせていただきます。なお、議会の報告も含まれますので少し長くなることをご了承ください。

1点目といたしましては、3市共同資源化事業についての報告でございます。

8月20日（火）午後7時から3市市長及び小平・村山・大和衛生組合管理者が出席した「3市共同資源化事業に関する説明会」を開催いたしました。

内容といたしましては、2月から3月にかけて行った市民説明会の報告と今後について説明を行い、市民の方からの質問・意見等をお受けいたしました。

今後については、3市共同資源物処理施設について、小平・村山・大和衛生組合の施設更新と一体として実施する事業であり、3市の廃棄物処理を継続的、かつ安定的に処理していくうえで、必要不可欠な施設であるという共通認識に基づき、市民の方のご理解をいただきながら整備を進めて行くことを表明いたしました。

市民の方からの質問・意見等は、全部で18名の方からいただきました。

次に、8月30日に開催された小平・村山・大和衛生組合臨時議会において、3市共同資源化事業基本構想策定業務委託費用についての予算案が可決されました。

また、小平市、東大和市、武蔵村山市の各市及び衛生組合に対して提出された「3市共同資源化施設等に関し市民参加の施設検討委員会を設置することについて」は、小平市では、請願として審議され、生活文教委員会不採択、本議会についても不採択となりました。

他市の状況としては、東大和市は陳情として審議し委員会採択、本議会については不採択、武蔵村山市も陳情で審議し委員会継続、本会議も継続となったと伺っております。

なお、小平・村山・大和衛生組合では、陳情で提出され11月19日開催の定例議会において審議される予定と伺っております。

3市共同資源化事業につきましては、3市共同資源化事業推進本部の下部組織である各団体の課長以下の職員で構成される「総合調整部会」において、基本構想策定業務委託業者のプロポーザル選定及び市民が参加できる枠組みについて検討を続けています。

2点目といたしましては、市議会9月定例会での代表質問及び一般質問の報告でございます。

平成25年9月議会では、代表質問として3つの会派から質問をいただきました。

フォーラム小平からは、「食物資源循環モデル事業の推進について、どのような啓発が有効と考えられるか、また、この事業の現段階での効果をどのようにとらえているか？」というご質問をいただきました。

これには、「新規参加世帯の募集では、実際の資源化の取組が確認できる堆肥化工場での見学会や、参加者の生の声が聞ける説明会などが有効ではないか、と考え

ていること、現段階の事業の効果としては、資源化した量が、そのまま燃えるごみの減量につながる効果があるほか、アンケート調査の結果からは、事業への参加により、買い過ぎなど注意するようになったという ご意見もあり、一定の発生抑制効果もあるものと捉えています。」と回答いたしました。

生活者ネットワークからは、「大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を終え、循環型社会を形成するためのごみ処理や資源化方策について、めざすべき方向性を確認したい。」というご質問をいただきました。

これには、「循環型社会の形成に向けては、まずは廃棄物の発生抑制、次に、再利用や 再生利用の推進、そして廃棄物の適正な処理を進めていくべきものと考えている。また、排出者である 市民の皆様や 事業者にも、もったいないといった言葉で表現される、循環型社会に向けた意識が根付き、製造、販売や 消費の段階から、息の長い取組をしていただくことも重要であると考えている。今後、こうした考え方に基つきまして、市として実施していく施策については、策定を進め新しいごみ処理基本計画の中で 示していきます。」と回答いたしました。

虹とひかりからは、生ごみの資源化について、

①生ごみの資源化について、コンポスト、EM容器、2011年度から食物資源循環モデル事業がスタートしました。こうした事業についてどのような検証を行いましたか？

②生ごみの何割程度を資源化するとか、実施世帯数を何割にするなどの目標はありますか？という2つのご質問をいただきました。

これには、

①食物資源処理機器 補助については、補助を受けられた方を対象とした活用方法等についてのアンケート調査を平成12年度、平成16年度、平成20年度に実施した。食物資源循環モデル事業については、昨年度に平成22年度からの事業の実施状況等について参加者へのアンケート調査なども踏まえて検証し、その結果を踏まえて本年度以降もモデル事業として継続実施しています。

②生ごみの削減量や実施世帯数を何割にするかなどの具体的な目標値は持っていませんが、食物資源 循環モデル事業につきましては、平成28年度までに1千世帯を目途に実施している。生ごみの資源化については、様々な減量施策を用意して、市民の皆様に取り組みやすい環境を作ることで、ごみの減量が進んでいくことを目的として 実施している。と回答いたしました。

次に、ごみ関係の一般質問といたしまして、2人の議員から2つのご質問をいただきました。

虻川浩議員からは、「循環型社会の推進のため 使用済み小型家電の回収を進めよ」として、

①小型家電のリサイクルの具体的な方向性は？

②回収ボックス方式での個人情報漏えい対策の検討は？

③市内大手家電量販店のリサイクル事業参入の情報？

④特定対象品目について、事業化へのその後の進捗は？

⑤イベント回収や窓口での拠点回収など対面回収の検討のその後の進捗は？

⑥商工会や事業者との連携でボックス回収できないか？

という6点のご質問をいただきました。

これには、

①小型 家電製品に含まれる レアメタル等の資源を有効利用し、廃棄物の適正処

理を確保するため、市としては、本年度から イベントでの回収を開始しています。

②個人情報の漏えい防止対策のほか、ごみの混入や 電池等の漏液、たばこ等の混入による 火災等の事故、災害防止の対策も必要であるため、当面、イベントや、日時と場所を決めての拠点回収など、対面での回収を実施しながら、ボックスによる回収を含めて、今後、安全性が確保できる回収方法を検討していく。

③本年6月28日、及び8月9日に 環境省から認定事業者の発表があり、東京都が収集区域に含まれている事業者は4事業者が認定されているが、その中に、大手家電量販店は含まれていない。今後も、認定事業者の認定状況について 注視していく。

④9月7日に 福祉会館前 市民広場にて開催するこだいら環境フェスティバルにおいて、携帯電話、携帯音楽プレーヤーほか、計9品目を 回収対象品として、実験的に、イベントでの回収を実施する。(9月5日に一般質問を実施している。)

⑤9月7日の こだいら環境フェスティバルにおいて、イベント回収を 初めて実施し、その回収量等の結果に応じて、今後の展開について検討していく。

⑥今後の 市内の家電量販店等の実施状況、市民の皆様の利便性や個人情報の漏えいの危険性を考慮した上で、必要があれば 商工会や事業者との連携についても 検討していく。と回答いたしました。

常松大介議員からは「ごみ収集無料はいかなる障壁があっても現時点では堅持すべきである」として、

①有料化は、現時点では実施しないことを再確認させてもらいたい。

②東大和市の有料化が小平市に与える影響は？

という2点のご質問をいただきました。

これには、

①家庭ごみ有料化は、さらなる ごみの減量を目指すに当たり、有効な施策の一つであると認識している。

しかしながら、市民の皆様に 新たな費用負担を求めることから、実施に当たっては、資源化品目の拡大、分別区分の変更など、条件整備が必要であると考えている。

また、仮に 現状の分別区分のまま、家庭ごみの有料化を実施した場合、資源物の分別の徹底の効果として、多量のプラスチック容器が資源物として出されることが見込まれ、リサイクルセンターの処理能力を超えることが 推測される。

こうしたことから、家庭ごみの有料化は、実施にかかる条件整備が必要と考えており、当面は、実施は考えておりませんが、現在、策定を進めております 新しい ごみ処理 基本計画の中で、整理していく。

②家庭ごみ有料化の実施は、各市の判断により 実施すべきものと考えており、直接の影響は 受けるものではないと 考えている。

しかしながら、間接的には、東大和市の ごみの量が、有料化により減少することが見込まれるので、小平・村山・大和 衛生組合、及び東京たま 広域資源 循環組合の 当市分の負担金が、相対的に増加することを想定している。と回答いたしました。

3点目といたしましては、こだいら環境フェスティバルの開催報告でございます。

こちらは、9月7日の土曜日に昨年度の中央公園から、福祉会館前市民広場に場所を変えて午前10時から午後2時まで開催いたしました。

昨年度から市制施行50周年を機会に、従前の「こだいらエコフェスティバル」から名称を変えて「こだいら環境フェスティバル」として開催しておりますが、本

年度はスポーツ祭東京2013の開催に伴い中央公園及び体育館の使用が出来ないことから、開催場所を2年前と同じ福祉会館前市民広場に変えて開催いたしました。

なお、来年度からは開催場所はふたたび中央公園に戻して、今年度は別開催となりました「下水道の日記念イベント」についても合同で行う予定であります。

当日は心配された雨にも降られず、約3,500名の方のご来場をいただきました。

当日は、フリーマーケットに32店、ステージに8団体の参加していただき、優良粗大ごみの無料抽選配布、おもちゃの病院、エコドライブシュミレーター体験、ねずみ・害虫等相談会、電気自動車の展示、こども木工教室・ソーラー工作、陶磁器のリサイクル、また、初めての試みとして使用済み小型電子機器の回収等が行われました。

陶磁器のリサイクルでは、約420kg、小型電子機器では約11kgの回収が行われました。

なお、陶磁器と使用済み小型家電のリサイクルにつきましては、11月7日にリサイクルセンターにて13時30分から2時間の拠点回収を行う予定です。

この拠点回収につきましては、10月20日号の市報でお知らせする予定です。

時間と場所を決めた拠点回収については、11月7日の後に年度内にあと2回程開催を行う予定であります。

時間と場所が決まり次第、市報などで皆様にお知らせいたします。

4点目といたしましては、GPS（全地球測位システム）による持ち去り古紙の追跡調査についての報告でございます。

9月10日、古紙の再資源化を委託している東多摩再資源化事業協同組合と、関東地方の古紙問屋で構成される関東製紙原料直納商工組合と市の3者で覚書を締結しました。今後は、3者で連携して追跡調査を実施していきます。

GPSによる追跡調査とは、GPS端末を仕掛けた古紙の束を、持ち去り被害の多い集積所に置き、持ち去った車両ナンバー等を確認。GPSによる追跡調査により受け入れ業者を特定するとともに、持ち去り行為者に関する情報を聞き出し、今後、持ち去り行為者から古紙を受け入れないことを誓約させるなどの指導を行っていくものです。

5点目といたしましては、スプレー缶に係る新聞、テレビ、ラジオでの報道についての報告でございます。

事後報告となりますが、スプレー缶の穴を空けて出してもらうことをお願いしている自治体として、新聞では9月13日の朝日新聞の朝刊、テレビでは9月19日（木）のTBS「みのもんたの朝ズバ」の8時またぎのコーナー、同日、TBSラジオ「森本毅郎のスタンバイ」の「現場にアタック」コーナー、10月7日、本日、NHK「おはよう日本」において報道されました。

事務局報告への質問はありますか。

GPSについて、他市で実施しているところでアパッチが摘発された例はありますか？

摘発された例はありませんが、西東京等で業者を特定しているようです。

清瀬と西東京で明日行う予定です。持ち去られた物を納入する問屋も何ヶ所かわかっています。小平市でも段取りを組み次第行う予定です。抑止効果を狙ってホームページにGPSによる追跡調査について載せています。

本日の素案について説明を願います。

会長
委員

事務局
委員

会長

事務局

はじめに資料1の計画素案について、説明させていただきます。
骨子案からの変更点として、デザインを変え、文章表現なども読みやすいように意識しました。

追加した内容としましては、16ページでございますが、前回で決めていただいた基本理念を記載して、下にその解説といった内容を加えてございます。

また、25ページからの第5章につきましては、骨子案では、重点施策の5項目をお示ししておりましたが、その5項目について、具体的な施策内容を加えております。

第5章では、このほかに30ページから「個別施策」、34ページから「今後の廃棄物処理体制」35ページから「市民参加と協働」を追加してございます。

なお資料1につきましては、1箇所誤りがございました。

23ページでございますが、一番下の行の「市民の望ましい」とあるのは「事業者の」の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

資料1につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

続いて、資料2について説明させていただきます。

こちらは、骨子案について、審議会委員お1方と、廃棄物減量等推進員お2方からご意見をいただきましたので、そのご意見を表の左の欄に記載し、それぞれに対します事務局の考え方をお示ししてございますので、本日のご審議のご参考としていただければと存じます。

次の資料3から5までは、それぞれ、今後、資料編として加えたいと考えているものをお示ししているもので、資料3については、小平市の人口の推移や事業所数、資料4は、計画に関連する国や都の動向として、それぞれの廃棄物関連の計画などの概要をお示ししたもので、資料5は、今回の素案でモニター指標としております温室効果ガスの排出量を、直近の実績で算出したものでございます。

なお、資料編としては、このほかに、前回お配りいたしました実態調査の結果と、将来推計を、そして最終的には、計画策定の経過として、この審議会への市長からの諮問、審議経過と答申などを掲載することを考えております。

次に、資料6でございますが、こちらは前回の会議で資料としてお配りしました、将来推計を補足するものとして、前回配付したものが、計画に記載されている施策をすべて実施した場合における推計であったものから、家庭ごみ有料化を除いたかたちで推計したものとを比較したものでございます。本日のご審議の参考としていただければと存じます。

おわりに、資料7について説明させていただきます。

こちらは、素案について、審議会委員お2方ご質問・ご意見をいただきましたので、その内容を表の左の欄に記載し、それぞれに対します事務局の考え方をお示ししてございますので、こちらも本日のご審議のご参考としていただければと存じます。説明は以上でございます。

会長

素案資料1を中心に追加したい、削除したい、意味がわからないなど、どこからでもご意見をどうぞ。

委員

3市資源化事業について、23区の特別区長会が国の容り法改正について要望を出していて、自治体と事業者の負担割合の適正化を求めています。最近、国分寺市はペットボトルの回収をしていなくて販売店の自主回収に任せています。3市資源化施設は現行法に基づいていて容り法改正を見込んでいないので、建設の見直しをお願いしたいと素案に意見を出しました。回答は4者で確認しているからできない

とあったが、事業者に負担を負ってもらう流れと逆行しているので見直してもらいたい。

委員 それについては、小平市の基本計画に入れるべきではないのではないのでしょうか。あくまでも3市においての話し合いで決めるべき問題なのではないのでしょうか。

委員 施設の建て替えは3市共同資源化施設だけが進んでいます。焼却施設や粗大ごみ処理施設などの計画はありますか。

事務局 今のところそれ以外の具体的な計画はありません。焼却施設については平成33年度に更新を予定しています。粗大ごみ処理施設については、3市共同資源化事業の中に位置づけられ、その中で進んでいるのが3市共同資源物処理施設です。東大和市の市民の反対があり、事業は停滞しています。

委員 3市共同資源物処理施設を建設出来なければ他の施設の更新が出来ないというやり方は問題なのではないですか。

会長 審議会では9年計画の基本計画について審議するのが適当で、3市共同資源物処理施設をどうするかという問題は、今回の審議会では審議しきれないと思います。3月までに基本計画を作る上では、現行法に則った形でしか議論はできないのではないのでしょうか。

委員 納得できません。現行法によっても国分寺市のようなところはあります。

委員 小平市の基本計画に他市の動向についての記載は必要ないと思います。

委員 説明会の中では、公設の施設をつくるか民間委託をするのかという2択しか提示されず、それ以外の方法があるのではないかと言いたいのです。

事務局 国分寺市が拠点回収しているのは把握をしています。国分寺でもプラスチックやペットボトルの処理をしないではいけません。3市においては、3市共同資源物処理施設をつくり、現行法に則って処理を行うという方針を決めている。審議会においては、市長の諮問機関として基本計画について審議していただきたい。ここは3市共同資源物処理施設の議論をする場ではないということをおわかっていただきたい。

委員 23ページに事業者のとるべき態度のなかに自主回収なども載っています。

委員 日本では容器に対するデポジット制を事業者が拒んでおり、そのため自治体の負担が非常に多くなっています。そういった問題を議論しないのはどうかと思います。

委員 あまりに議論が大きくなり過ぎるのではないのでしょうか。

会長 小平市はごみを集め、処理をしなければならないという義務がある。それについての基本計画の答申を審議会ではしなければなりません。

委員 3市それぞれで基本計画があり、その上で、3市で施設をつくってごみの処理を行うという話をするべきでしょう。

委員 8月30日に小平・村山・大和衛生組合の議会において3市資源化施設の基本構想策定予算が可決されましたが、それについては自動的に小平市も負担するということになるのでしょうか。それとも小平市の市議会において承認されなければ負担しないということになるのですか。

事務局 一部事務組合というのは個別の地方公共団体なので、その議会で決まったということに対して、小平市がいやだということをお云うことはできません。小平・村山・大和衛生組合で決まったことで小平市は負担をします。

会長 他に意見はありますか。

委員 ここで話すことではないということですが、どこで話せばいいのでしょうか。

委員 議会に陳情するなどではないか。

委員 さしあたっては生活文教委員会ということでしょうか。

会長
委員

ほかに意見はありますか。

今回のもらった資料はこれから10年先の計画ということで施策も個別具体的に書かれています。なぜごみを減量するかというそもそもの話を質問します。4ページに2次計画の結果が出ていますが、10年間で廃棄物量は10数%減っているのに経費が上がっているのはなぜですか。

また、7ページに2次計画のときの排出物原単位と処理ごみ量が10%以上減っているとあります。低成長でごみが減らないのは当たり前だと思いますが、19ページ3次計画の目標が排出物で10%、2次よりも高い目標を立てられているが、インフレに向かっているのに果たしてこんなに減るだろうか、この目標値の算定した根拠、考え方をお聞きします。

事務局

処理経費増の理由は、最終処分場を小平市では持っておらず東京たま広域資源循環組合にお願いしているからです。この処分場の容量が一杯になってしまうため、焼却灰については平成18年からエコセメント化しています。その結果処分場が使用できる期間は数十年延びましたが、経費が莫大にのびてしまったため、ごみが減っているが経費が増えていて、これは多摩地域の自治体全体に見られる傾向です。

ごみが減っているのに経費が減るかというとなかなかそうもいきません。ごみを処理する施設を稼働しなければいけないため、ごみが一定量減ったにしても処理費用が比例して減るものではありません。

委員
事務局

ごみ減量の目的は経費がかからないようにするという事ではないのですか。

無駄なお金は使わないようにしなければいけません。まず適正処理をしなければいけません。ごみ減量の一つの目的は、最終処分場の延命です。今後新たな最終処分場は作れないといわれているため、この処分場をなるべく延命しなければなりません。そのため、多摩地域の各市でも搬入するごみ量を減らすことを求められています。莫大な経費をつかってエコセメントを作っているのも、以前は埋め立てているものの大半が焼却灰だったためです。

2点目の質問についてですが、19ページにある、ごみの目標値につきましては、第5章にある施策を全て行った場合のごみの減少量を推計し算定したものです。これについては施策をすべてやった結果になるので、有料化、戸別収集、プラスチックの全量資源化等、すべておこなった場合のマックスの数値です。

会長

ごみを巡っては、50年前は大量生産、大量消費の時代で、その次は公害の問題が起きました。そのあとは資源がなくなるという話があり、次にエネルギーの問題、最近はこのままでは環境が悪くなり、人間が住めなくなるという話になりました。お金を節約しようという話ではなく、お金をかけてでも環境を守ろうというのが今の流れになっています。

委員

1トンのペットボトルは2トン分の石油と同量のカロリーになると聞きました。1トンのペットボトルの再生に3.5トンの石油がかかるといっているのですかどうなのかなと思った。

委員

東京たま広域資源循環組合には焼却灰の削減目標があり、2年前まで小平市では超過金を払っていると聞いたが現在の情勢はどうなっていますか。

事務局

減量計画があり、それに基づいた焼却灰の搬入量が小平市の場合は超えているので超過金を払っています。

委員
事務局

ペットボトルの収集を拠点回収にすれば、焼却灰の量は減るのではないですか。

ペットボトルの処理は圧縮した後に資源化しているため焼却はしていません。汚れが多いもの等は資源化出来ないため焼却にまわっているものもあります。ペット

ボトルを拠点回収するにしても、圧縮等を行い、資源化をしなければいけないため、ステーション回収しているのと同様の処理をしなければなりません。

委員 自治体による焼却場の発電効率は20パーセントくらいしかないが、大手メーカーが持っているプラントでは、80パーセントくらいの燃料効率になるところがあります。自治体によっては大手の焼却場にごみを渡した方がいいという考え方もあります。

会長 素案の中身についてはどうですか。

委員 ほとんど大丈夫ではないか。全体的に読みやすくなっているが、8ページのところは少し読みにくい。多摩地区と比べるだけでなく日本全体で比べてもいいのではないですか。

事務局 多摩地域は特に減量が進んでいる地域なので、標準的なケースとしてここでは出しています。8ページの言い回しについては変更します。

委員 15ページ、有料化と戸別収集について、メリットとして玄関先まで取りに来ることをサービスの向上と表現していることに疑問に感じました。有料化した際の無料の対象や範囲を示してもらいたいと思いました。乳幼児や介護用のおむつ、剪定した枝はどうなるのでしょうか。23ページの3Rの推進について、使い切るという言葉を入れてはどうでしょうか。

事務局 平成13年度の審議会の答申の中では社会的弱者への配慮や地域の清掃活動などについての記載があります。家庭ごみ有料化の制度設計をするときに配慮することになります。資料で既に配布している「有料化の検討」の中でも燃えるごみ、燃えないごみの有料化について記載しており、その想定でごみの減少量も推計しています。

委員 23ページにつきましては、普段の広報の中でも使い切ってという内容載せているのですが、その際に食べきるという表現を使ってよいものかと悩んでいる。というのも食べ物の場合には傷むことがあるため、食べきるということをなかなか言うことができません。そのため、計画の中でもそのような表現となっています。

委員 市民活動や啓発活動について25ページに丁寧に書いていただけたなと思います。子供のときからの意識付けは大事で学校教育、環境教育への支援などをぜひやっていただきたい。青少対の活動の支援やごみの分別の出前授業等子供たちへの啓発活動をぜひ行ってください。

委員 校長会にきて話をしたり、学習の中で環境の問題やごみの問題について教えてください。

委員 基本計画にはこのくらい書いてあればいいのではないのでしょうか。

委員 25ページで自分をもっと書いてもらいたいと思いました。

事務局 昨年度の教育振興基本計画の中でも環境教育について文言がありませんでしたので入れるように要望しました。その後に来る具体的なアクションプランの中では文言を入れるとのことなので、教育委員会と連携してそういった施策をしていきたいと思えます。

委員 青少対の役員で気づいたことですが、家庭の中で母親がごみの分別を誤ってしまうと子供も間違ってしまう。青少対の活動の中でも、柔らかいプラスチックを燃えないごみに出してしまう子供が多くいました。特に引越して転入してきた人が分別を分からないことが多いので、ごみ出しのしかたを周知徹底していかないといいけません。

委員 プラスチックの回収について、大型スーパーが実証事業に参加するという記事を

見ました。プラスチックを店頭回収するプロジェクトで環境省が行うようでした。
会長
委員 ほかの方で意見はありますか。
委員 未利用品を見ると捨てられている商品の利用期限が短いものが多い、納豆とか束
委員 菜の花プロジェクトというところで廃油を集めた際には、42キロ中37キロの
委員 陶磁器リサイクルでもきれいなものが出されることが多い。
事務局 10ページの生ごみの話になりますが、組成分析の結果、燃えるごみの中の5.
委員 24ページの3R推進の一番下のところ、作成を作成するというところがありま
事務局 誤植のため修正します。
委員 25ページに、説明会やこだいら環境フェスティバルなどのイベントを通じて、
事務局 3Rに関する理解の促進を図りますとありますが、そのイベントにおいて色々なも
会長 無料で配布しているのはどうかと思います。例えば、粗大ごみの抽選を行って
事務局 無料配布していますが、競売してはどうでしょうか。
委員 31ページの7番、スプレー缶、ガスカートリッジ缶、ライターのリソース化につい
事務局 穴あけについての実態はどうでしょうか。穴あけはみなさんどうやっているの
会長 ガス抜きはイベント開催時に配布しています。
事務局 今日以降、何か気付いたことがあればどうすればよいか。
事務局 10月11日くらいまでに連絡いただければ対応させていただきます。
事務局 今後のスケジュールになりますが、今回の結果を踏まえて素案を固めます。その
後、市の内部で調整して、素案としてパブリックコメントと地域懇談会を開催しま
す。その中で市民の意見を戴き、その意見を取りまとめた上で来年1月にご審議し
ていただきます。
会長 次回の日程を決めたいと思います。
事務局 1月16日木曜日午後2時に設定したいと思います。
事務局 次々回の日程も決めたいと思います。
事務局 2月13日木曜日午後2時に最終回と決めたいと思います。
事務局 本日は以上で終了いたします。
事務局 1月8日から9日頃に資料を送付いたします。